

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション)

当事業所は、契約者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービス(以下「サービス」という。)提供にあたり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条及び第83条の規定に基づき、サービス提供契約締結に際して、契約者に説明すべき事項は以下の通りとする。

1. 事業者

事業者の名称	社会医療法人 アンリー・デュナン会
主たる事務所の所在地	深川市あけぼの町1番1号
法人種別	社会医療法人
代表者氏名	理事長 永倉 隆太郎
電話番号	0164-23-3511

2. 事業所の所在地等

事業者名称	深川第一病院 訪問リハビリステーション そよ風
事業所所在地	〈本部〉 深川市あけぼの町1番1号
介護保険指定事業者番号	0117411306
管理者	院長 林 憲雄
電話番号	〈本部〉 0164-23-3511 〈事業所携帯〉 090-3111-1165

3. 事業の目的及び運営の方針

《事業の目的》

社会医療法人アンリー・デュナン会が開設する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)事業(以下、「訪問リハビリサービス」という。)は要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する

能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、適正なリハビリテーションを行うことを目的とする。

《事業運営の方針》

- 1 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 訪問リハビリサービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 訪問リハビリサービスの実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 訪問リハビリサービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日

※祝祭日及び下記の日を除く。

- ・ 1/1～1/5 (正月休み)
- ・ 8/1 (法人設立記念日)
- ・ 8/15 (お盆休み)
- ・ 12/30～12/31 (年末休み)

営業時間：8時45分～17時00分

5. 事業所の職員体制

(1) 医師 常勤1名(深川第一病院と兼務)

(2) 理学療法士・作業療法士 常勤1名以上

〔職務内容〕

医師は定期的な診療のもと、リハビリテーションの目的や、そのリハビリテーションの留意事項などを含めた適切な指示を行う。

医師及び理学療法士、作業療法士等は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、サービスの目標、目標達成の具体的なサービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成する。

理学療法士又は作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要ないリハビリテーション、指導を行う。

6. 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
指定訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の貴重品などの預かり
- ② 利用者又は家族からの物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について
利用料等は、別表のとおりです。

(4) その他の費用について

- ① 交通費：通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。
 - ・事業所から片道概ね1 kmにつき・・・・・・・・・・・・・・110 円
- ② キャンセル料：サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

- ・前日までに連絡の場合・・・・・・・・・・・・・・ 不要
- ・当日の連絡の場合・・・・・・・・・・・・・・ 50%
- ・連絡のない場合・・・・・・・・・・・・・・ 100%

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

7. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等

① 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします

② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬頃までに利用者宛てにお届け(郵送)します

(2) 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等

① サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の26日までに現金又は銀行振り込みでお支払い下さい

② お支払いの確認をしたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります

8. 苦情相談窓口

当事業所について、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当事業所にお気軽ににご相談下さい。

深川第一病院 訪問リハビリテーション	そよ風	担当者：久積、平野
電話番号	090-3111-1165	

公的相談窓口

苦情受付期間の市町村窓口

・名称	深川市役所 高齢者支援課
・所在地	深川市2条17番17号
・電話	0164-26-2238
・受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:45～17:15 土、日、祝祭日、年末(12/29～1/3) 休業
・名称	北海道国民健康保険団体連合会
・所在地	札幌市中央区南2条14丁目 国保会館1階
・電話	011-231-5175
・受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00 土、日、祝祭日休業

9. サービス提供にあたって

- (1) サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のために研修を定期的に実施します
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を定めます
- (5) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします
- ② 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません

③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します

1 2. 緊急時における対応方法及び事故発生時の対応

事故発生防止及び発生時対応の指針、緊急時及び事故対応マニュアルに沿って、必要な措置を講じます。

1 3. 感染症や災害に関する対応

事業所は感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制でも早期の業務再開を図るため、訪問リハビリサービスを提供出来る体制を計画し策定します。

1 4. 身体的拘束等の適正化に関する事項

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

別紙 1 訪問リハビリテーション利用料金表

訪問リハビリテーション そよ風 令和6年6月1日改訂

《要介護者》

介護保険適応分	要介護利用者	基本加算料金	項目	金額(円)			算定単位
				1割	2割	3割	
介護保険適応分	要介護利用者	基本加算料金	訪問リハビリテーション費(20分)	308	616	924	1回につき
			退院時共同指導加算	600	1200	1800	退院につき 1回かぎり
			短期集中リハビリテーション実施加算	200	400	600	1日につき
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	480	720	1日につき (週2日まで)
			リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180	360	540	1月につき
			リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213	426	639	
			事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合に加算	270	540	810	1月につき
			計画診療未実施減算 ※条件により減算なし	-50	-100	-150	1回につき
			移行支援加算	17	34	51	1日につき
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	12	18	1回につき
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	6	9	
			口腔連携強化加算	50	100	150	1月につき
			業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			
			高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			

《要支援者》

介護保険適応分	要支援利用者	基本加算料金	項目	金額(円)			算定単位
				1割	2割	3割	
介護保険適応分	要支援利用者	基本加算料金	訪問リハビリテーション費(20分)	298	596	894	1回につき
			短期集中リハビリテーション実施加算	200	400	600	1日につき
			計画診療未実施減算※条件により減算なし	-50	-100	-150	1回につき
			12月超減算(※要件満たす場合減算なし)	-30	-60	-90	1回につき
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	12	18	1回につき
			サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	6	9	
			口腔連携強化加算	50	100	150	1月につき
			業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			
			高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			

★加算(介護保険負担分)

項目	内容
要介護利用者	訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金です。1回あたり20分以上の指導を行った場合に1週に6回を限度として算定されます。但し、退院(所)の日から起算して3ヵ月以内の利用者に対して1週12回までの実施可能です。
	病院や診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、その他の従業者との間で、利用者に関する情報を共有した上で、利用者や家族に対し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同します。初回の退院(もしくは退所)につき、1回のみ算定可能です。
	退院時共同指導加算
	短期集中リハビリテーション実施加算
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	訪問リハビリテーション計画について理学療法士又は作業療法士が利用者又は家族に説明し同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告し、同意を得た日の属する月から起算して3ヵ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。
	訪問リハビリテーション計画について理学療法士又は作業療法士が利用者又は家族に説明し同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告し、同意を得た日の属する月から起算して3ヵ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直しており、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
	訪問リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に説明し同意を得て、同意を得た日の属する月から起算して3ヵ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	訪問リハビリテーションを実施にあたり、事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算されます。 ※入院中リハビリテーションを受けていた場合、退院後1ヵ月間に限り減算されません
	計画診療未実施減算

要 支 援 利 用 者	移行支援加算	当該訪問リハビリテーションの提供を評価対象期間において終了した者のうち指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に移行し3ヵ月以上継続する見込みがある利用者が一定数いる場合に訪問リハビリテーション事業所に加算されます。
	サービス提供体制強化加算	I：サービスを提供する理学療法士又は作業療法士の内、勤続年数が7年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。 II：サービスを提供する理学療法士又は作業療法士の内、勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。
	口腔連携強化加算	利用者の同意の下訪問リハ職員が口腔衛生状態と口腔機能評価を行い歯科医療機関・介護支援専門員へ情報提供を行った際加算されます。
	業務継続計画未実施減算	感染症や災害が発生した際業務継続計画が未策定の場合減算されます。
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生・再発を防止する措置を講じていない場合減算されます。
	訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金です。1回あたり20分以上の指導を行った場合に1週に6回を限度として算定されます。但し、退院(所)の日から起算して3ヵ月以内の利用者に対して1週12回までの実施可能です。
	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3ヵ月以内の期間に医師の指示により、集中的なリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
	計画診療未実施減算	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算されます。※入院中リハビリテーションを受けていた場合、退院後1ヵ月間に限り減算されません。
	12月超減算 (※要件満たす場合)	利用開始から12ヵ月の期間が経過した利用者に対し、継続して訪問リハビリテーションを実施した場合に減算されます。 3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する情報を共有し計画を見直し、データを厚生労働省に提出している場合は減算を行いません。
	サービス提供体制強化加算	I：サービスを提供する理学療法士又は作業療法士の内、勤続年数が7年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。 II：サービスを提供する理学療法士又は作業療法士の内、勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。
	口腔連携強化加算	利用者の同意の下訪問リハ職員が口腔衛生状態と口腔機能評価を行い歯科医療機関・介護支援専門員へ情報提供を行った際加算されます。
	業務継続計画未実施減算	感染症や災害が発生した際業務継続計画が未策定の場合減算されます。
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生・再発を防止する措置を講じていない場合減算されます。

個人情報保護に対する取り組み

○リハビリテーション・診療情報の提供

- ・ご自身の症状やリハビリテーションについて質問や不安がある場合は、ご遠慮なく直接、医師・理学療法士・作業療法士または相談員に質問し説明を受けて下さい。

○リハビリテーション・診療情報の開示

- ・ご自身のリハビリテーション・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、ご遠慮なく直接、医師・理学療法士・作業療法士または相談員に開示をお申し出下さい。

○個人情報の内容訂正・利用停止

- ・個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ・当事業所が保有する個人情報（診療記録等）が事実と異なる場合は、内容の訂正・利用停止を求めています。職員にお申し出下さい。調査の上、対応いたします。

○個人情報の利用目的

- ・個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ・サービス提供のために利用する他、施設運営、教育、研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されない形で報告することがあります。
- ・当事業所は、各職種等の研修を受けており、研修・養成の目的で研修生等が診療・治療などに同席する場合があります。

○ご希望の確認と変更

- ・一度出された希望を、いつでも変更することは可能です。お気軽にお申し出下さい。
- ・お申し出ないものについては、同意して頂けるものとして取り扱わせて頂きます。

○相談窓口

- ・ご質問やご相談は、訪問リハビリテーション そよ風 久積、平野までお申し出下さい。

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

令和 6 年 2 月

社会医療法人アンリー・デュナン会

深川第一病院 訪問リハビリテーション そよ風